寿都町・神恵内村における文献調査報告書の説明会(倶知安町開催分) 開催結果

- 1. 日 時:2024年12月12日(木)18時00分~20時35分
- 2. 場 所: 倶知安町公民館(虻田郡倶知安町南3条東4丁目2番地2)
- 3. 配布資料:①説明資料(文献調査の結果報告 説明資料)
 - ②説明資料別紙
 - ③よくわかる文献調査結果
- 4. 参加者数:59人
- 5. 当日の概要:
- (1) 主催者あいさつ
- (2) 文献調査に対する道のお考えや寿都町・神恵内村での様々なご意見についての説明
- (3) 文献調査報告書の内容についての説明
 - 1部:事業概要説明 地層処分とは・文献調査とは
 - 2部:寿都町および神恵内村における文献調査の結果
 - 3部:今後の法定プロセスと概要調査について
- (4) 質疑応答
- (5) 国からの回答

6. 議事概要:

(1) 主催者あいさつ

原子力発電環境整備機構、NUMOの理事を務めております、坂本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、夕刻にもかかわらず、またお足元の悪い中で、「寿都町ならびに神恵内村における 文献調査報告書」の説明会に、このように大勢ご参加をいただきまして、誠にありがとうござ います。

2020年の11月より、ここ北海道寿都町と神恵内村におきまして、4年にわたりまして、文献調査をさせていただいてまいりました。

この間、寿都町と神恵内村の皆さまをはじめ、後志の皆さまには、特段のお心配りをいただきましたこと、この場をお借りしまして、あらためて、感謝と御礼を申しあげます。本当にありがとうございます。

この文献調査、日本で初めての調査ということもありまして、当初の予定より大幅に時間がかかり、皆さまには、ご心配やご迷惑等をおかけしてきたかと思います。そういった中で、調査の結果を、文献調査報告書として取りまとめることができ、11月22日に、寿都町の片岡町長、神恵内村の高橋村長、北海道の鈴木知事に、それぞれ提出をさせていただきました。

そして、本日、後志の皆さまに、その内容をご報告出来ますこと、あらためまして感謝をいたしている次第でございます。

国民の皆さまには、私どもの事業について、様々なご意見や思い、お考えがありますこと、 私どもも承知をいたしているところでございます。また、これまで、北海道の皆さまからも、 文献調査を通じて、私どもの事業等について、様々なご意見や、お考えをお聞かせ、いただい てきております。このため、この報告書の内容につきまして、北海道の皆さまはもちろんのこ と、広く国民の皆さまに丁寧に周知をさせていただき、真摯に、しっかりとご意見を伺う所存 でございます。 そういう中で、11月22日より、道内の各地において報告書を縦覧させていただいております。ここ倶知安町の後志総合振興局におきましても、この報告書を縦覧させていただいております。また、私どもNUMOのHPでも、報告書を公開させていただいております。

本日の説明をお聞きいただきますと、また、縦覧等で報告書の内容を見ていただきますと、あらためて、疑問に思われることや、ご心配をされることが出てくるかと思います。

また、様々なお考えや、思い等を持たれるかと思います。是非とも、忌憚のないご意見をいただければと思っております。

本日の説明会でございますが、報告書自体、非常にボリュームがあり、また技術的な専門用 語が多いため、少しでも解りやすく、嚙み砕いて説明をさせていただく所存でございます。 本日の説明会、少し長い時間となりますが、何卒、よろしくお願いいたします。

- (2) 文献調査に対する道のお考えや寿都町・神恵内村での様々なご意見についての説明 NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「別紙」を参照
- (3) 文献調査報告書の内容についての説明

< 1 部 : 事業概要説明 地層処分とは・文献調査とは> NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」 ⇒ 「共通版」 4 ~ 2 2 スライドを 参照

< 2部: 寿都町および神恵内村における文献調査の結果> NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「<u>共通版</u>」 23~70スライド を参照

<3部:今後の法定プロセスと概要調査について> NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「共通版」71~76スライドを参照

(4) 質疑応答

①NUMO事業関連

- Q: NUMOの資本金はどうなっているのか。また、拠出金についての説明を聞きたい。電気 事業者と皆様から拠出いただいていますと説明があった。皆様とは我々であり、払った金 額が総額いくらか教えていただきたい。
- A: NUMOは株式会社ではなく、法律に基づいて経産大臣の認可を受けて設立した法人です。そのため、資本金ではなく、活動費は拠出金という形で仕事をさせていただいています。廃棄物の発生者責任は、原子力発電を動かしてきた電力会社にあることから、私どもは電力会社から廃棄物を処分するために必要なお金を拠出金という形でいただいています。
 - ・地層処分にかかる費用ですが、総額で約4兆円を考えています。非常に大きい額ですが、 電力会社からお金をいただくということは、皆様の電気料金からいただいているという ことになります。皆様にひと月にいくらぐらいお支払いただいているのかという目安で すが、当然各世帯で変動はありますが、だいたい1世帯あたり月20円ぐらいいただい ていると思ってください。約4兆円が最終的に必要になりますが、全額が積み上がって いるわけではなく、今の時点で積み上がっている額は約1兆円強です。この額だけでは 事業は完結できませんので、これからも電力会社からお金をいただく、皆様の電気料金 からいただくという形になると思います。
 - Q: NUMOの職員の中に、地震学者など専門知識を持った人はどのくらいの割合でいるのか。電力会社からの出向者がほとんどと聞いたが、経済やお金のことしか頭にない人が多いと信頼がしにくい。
 - A:・NUMOの職員は、今、200人強います。そのうち、技術の専門職員が約80人位います。この80人は、例えば地質・土木・原子力・環境と、原子力関係の専門家だけで

はなく、多岐にわたる分野の技術者です。それ以外にも、例えば広報部や地域交流部があり、それらの職員は電力会社からの出向者もおりますが、全国の方々に地層処分のことを知ってもらうために仕事をしていると捉えていただければと思います。

- Q: NUMOは純粋な技術集団だと認識しているが、例えば政治的、政策的な意思決定にも 関与するような余地は根拠法上あるのか。
- A: ・NUMOは廃棄物を処分するための処分地選定から施設の建設、操業、閉鎖、これらを一貫して行うという事業者であり、政策的、政治的な意思決定に関わるものではありません。この事業をしっかりと成し遂げるという仕事を任されています。
- Q:万が一の場合、責任は誰がとるのか。最終処分には10万年かかるとあるが、埋設した 後の責任はどこにあるのか。事故があった場合に広域に被害が及ぶ。そうなると、町村 だけでなく、北海道全体においてその影響が及び、その同意が必要だけども、その見解 はどうなのか。
- A:・NUMOは、地層処分事業を最後まで完結させるための事業者です。処分地選定以降、 閉鎖するまでの一切の安全に関わる責任はNUMOが担うことになります。10万年か かるという、埋めた後の責任についてですが、最終的に閉鎖するまでの期間は大体10 0年以上かかり、その間はしっかりと安全を確保して作業をします。埋め戻した後は基 本的にはほとんど仕事はなくなりますが、その後も、問題がないか監視する等の仕事は 行うと考えており、地元の方とご相談しながら、その期間も定めていきたいと考えてい ます。そして、最終的にもうNUMOの関与がいらないということであれば、その後は 自然の力に委ねるという形になります。また、事故があった場合の避難についてですが、 事業が具体的になれば避難計画というものも自治体にて策定いただくことになり、事業 者としても適切に対応して参りたいと考えています。
- Q:全国に1カ所だけ地層処分場を作るということだが、4万本以上埋める場所で、既に2万7000本分の処理していない廃棄物があるのに足りるのか。
- A:・既に存在している廃棄物のほとんどは、まだガラス固化体にはなっておらず、使用済燃料状態のものが主に日本全国の原子力発電所の敷地内で管理されています。今後、六ケ所村の再処理工場が稼働すれば、これを再処理してガラス固化体にしますが、それがどのくらいの物量になるのかというと約2万7000本となります。それに対し、私どもは4万本以上の処分場を考えておりまずが、差し引きすると、仮に4万本ぎりぎりの施設だとすると、残り1万3000本しかないではないかとご心配をされているかと思います。
 - ・この1万3000本がすぐにいっぱいになるのかというと、今後の原子力の稼働状況を踏まえても考えにくいと思っています。これまでの約2万7000本は、日本が原子力発電を始めて50年以上経って生まれたもので、一番原子力の利用が高かった2000年頃には、原子力発電所が全国で56基ほどあり、日本の電力の3分の1を原子力で賄っていました。これから先、原子力発電を再稼働すれば、この2万7000本が増えていきますが、国の方針としては、2000年頃の電力の3分の1を原子力で賄うという高い水準はなかなか厳しいと想定しており、2030年時点で原子力発電は20%から22%ぐらいで、それ以外は他の発電方法で賄うという計画を示されています。再稼働できる発電所も、震災以降20基くらいが廃炉を決めており、再稼働を進めていくとしても、残りの約1万3000本がいっぱいになるのはかなり先だと思いますし、今後調査をし、岩盤がしっかりしたところだと確認できれば、さらに余裕のある施設を作ることも可能と思っており、それらを踏まえて1か所で対応できるだろうと評価をしています。

- Q:地上管理は人為、自然災害のリスクがあってバツとのこと。だとすると、原発自体をやってはいけないというふうに理解しました。NUMOは原発反対ということでよろしいか。
- A:・NUMOは、原子力発電に対して賛成、反対を言う立場にはありません。あくまでも 既に存在している廃棄物や、これからの稼働に伴い生まれてくる廃棄物をしっかり処 分する仕事を担っています。その上で、廃棄物を処分するためにどういう方法が良い のか検討した結果、地上管理はリスクが高いことから、数万年という長い期間、安定 した状態で地下に留めておきたいと考えています。
 - ・長い期間を考えた時に、地上に置いておくことは自然災害や人的なリスクに遭遇する 可能性があるため、地下に持っていった方が良いとして、この方法が選ばれたという ことです。
- Q:今、手を挙げた自治体が3カ所あるが、これ以外の自治体がなかったらどうなるのか、 全体の考えられるスケジュールを示すべきではないのか。
- A:・今、3カ所で文献調査に応じていただいていますが、今後の調査状況によっては、例えば物理的にこの場所はだめだとなるかもしれませんし、市町村長や知事のご判断でこれ以上はだめだという結論になるかもしれません。そのため、今の時点で、何年後までにという線は引きにくい状況です。
 - ・ただし、処分場を作らなくてはいけないことは変わりありませんので、1日でも早くこの事業を進めていきたいと取り組んでいます。3カ所以外の自治体がなかったらどうなるのかということですが、今の時点で調査に応じていただいている地域の調査結果に応じて、処分場として適しているのかどうかを評価してまいりたいと考えております。私どもとしては、10カ所ぐらいまで並行して手を挙げていただきたいと考えています。海外で事業が進んでいる北欧のスウェーデンやフィンランドといった国でも、文献調査に該当する件名が10件ぐらいありました。その中で物理的に絞られたり、住民のご理解が得られなかったり、ふるいにかけられ、1カ所、2カ所になったという経緯があります。そのため、今は3カ所ですが、まだまだ新たな調査をさせていただく地点が出てくるよう一生懸命理解活動をしています。
- Q:プロセスの中で、知事が反対される場合は中止することができるのか。
- A:・次の概要調査に進む際には、知事及び市町村長のご意見をお聞きし、これを十分に尊重することとしています。この十分に尊重するという言葉は法律で定められている言葉です。法律上には、知事が反対した場合どうするのかまでは明記されていませんが、知事及び市町村長のご意見を聞き、ダメだということであれば、先の調査に進むことはできないと考えています。

②NUMO事業関連のうち技術的なもの

- Q:廃棄物の成分と半減期はどうか。ウランの他の成分は何があるか。廃棄物の放射線量の 人間に対するしきい値は。
- A:・ガラス固化体の中には、様々な放射性物質が含まれており、その数は40種類以上になります。放射性物質には、固有の時間で放射能が半分になるという半減期があります。例えば、セシウム137という物質やストロンチウム90という物質は約30年が半減期で、1000年ぐらい経つとかなり少なくなります。一方、テクネチウム99、これは21万年、ネプツニウム237になると214万年と半減期が非常に長いものもあります。こういったものが長期間残ることになります。
 - ・放射線量のしきい値につきまして、放射線の影響は、確定的な影響と確率的な影響と があります。しきい値は確定的影響ですが、微量ながら健康影響があるはずだという 確率的な影響、これは広島、長崎のデータで値が導き出されており、そういったもの を基準として設けています。廃棄物の埋設に関しては、1年間で0.3ミリシーベル

ト、これが大体世界共通であり、IAEAやICRP(国際放射線防護委員会)でも一つの目安として考えられている数字です。地層処分については、まだ原子力規制委員会から基準は示されていませんが、こういった国際的な水準も考えながら基準を検討されていくだろうと思います。NUMOも、この0.3ミリシーベルトや諸外国の動向等を参考にしながら、安全性を考えています。

- Q:1000年以前の鉄釘の状況の例は不適切。保管の年数の桁が違う。この鉄に対しても、これは特殊な例で、地下の性質をこうだと一般化しているのは過大評価で間違い。ほとんど釘は見つからない、腐食して消えている。これが一般的な例で、特殊な例が成り立つ条件を正確に説明するべき。
- A:・この鉄釘については、おっしゃる通り残っている例です。消えているものもあるかもしれませんが、今ではわからないため、なぜ残っているのかを調べます。この鉄釘だからこうだということを確定的には言えず、一つの例としてこういうものがあり、長期的な状態の変化を実証するのが難しいため、こういった事例を鉄釘以外もいっぱい集め、傍証、色々な証拠の一つと考え検討の材料にしています。
 - ・例えば他の事例だと、カナダのシガーレイクという地下450メートルぐらいのところにウラン鉱床があり、そこは13億年ぐらい閉じ込められて動かないということが事例としてあります。動かないということが閉じ込められているということの傍証であろうと考え、こういった例も調べ、参考にしながら検討しています。
- Q: 処分後の見守りについて、いつまで、どのように、誰が実施するのか。
- A:・閉鎖するまでNUMOがモニタリングして、その後はいろいろご相談しながら決めていきたいと考えています。
- Q: TRU廃棄物は簡単に漏洩し、水に溶け出す危険な存在である。その時、地表に出てきても、被ばく線量は規制値よりも十分小さいとしている。しかし、これは外部被ばくの説明だが、より重要なのは体内への取り組み内部被ばくであり、これについて何の説明もない。
 - 廃棄物は放射線レベルが高いのに廃棄体パッケージ容器だけでいいのかと、漏れありき ではないのか
- A:・廃棄体パッケージ容器、今のところは炭素鋼、鉄製の容器をイメージして検討しています。その中にも充填をしていたり、金属製の容器であるキャニスターであったり、ドラム缶であったり、これらも一つのバリアであり閉じ込める材料になります。
 - ・これらがどう機能するのかということも考えており、漏れ出すというのは、これらの 機能が全然ない場合にどうなるのかということを極端な例を前提として、内部被ばく を評価しています。
- Q:資料P6に「(原子力発電所で使い終わった燃料を再処理すると) 95%は再利用」とあるが、その後(再利用したもの)の処分はどうするのか。
- A: 95%を再利用し、もう一回燃料を作る、もう一回再処理をすることでリサイクルされ、 その時に再処理工場から発生する廃棄物をNUMOで地層処分する流れとなります。
 - ・ガラス固化体につきまして、製作技術は未確立で不完全なガラス固化体をどのように処理するのかということですが、六ケ所の再処理工場はまだ竣工していません。ただ、その竣工していない中身が、耐震の設計であったり、ガラス固化体の製作技術以外のところで、今、規制当局と安全確認をしているということですので、製作技術そのものは確立されていると理解、承知しています。

- Q: 蘭越町では、特定放射性廃棄物を持ち込ませない条例を制定している。蘭越町との町境に多くの、特に確認する事項の地点がある。町境が入り組んでいるが、蘭越町内の土地は調査外、立ち入らないということで良いか確認したい。 蘭越町での説明会を開催してほしい。蘭越町にどのように申し入れるのか、町民にもき
- A:・何をやるのか、きちんと知らせてほしいというご意見承りました。概要調査で特に確認する事項というのは、寿都町外や神恵内村外にもあります。こういった中でも、火山など広い範囲に影響を及ぼすもの、例えば雷電山がありますが、これはどこまで影響が及ぶのか、寿都町の中を調査し、検討していきますが、その外側にある雷電山の影響が広く、どこまで影響が及ぶのかということは非常に大事な情報になるため、火山や断層など広域に影響を及ぼす現象をしっかり調べていきたいと思っています。
 - ・これは国の審議会でも示唆いただいています。概要調査に進んで良いとなった場合に、 具体的なやり方について、どういう方法で調査するのかということについて関係する 方々に丁寧にご説明をしながら調整させていただきたいと思います。蘭越町の条例は 承知していますが、あくまで調べるのは寿都町への影響範囲を調べるという目的です ので、その点をご理解いただければと思います。

③文献調査報告書の内容関連

ちんと知らせてほしい。

- Q:2023年10月に約300名の地学専門家が世界最大級の変動帯の日本に最終処分の 適地はない。現在の地層処分計画を中止し、開かれた検討機関の設置をという声明を出 し、概要調査候補として寿都町内で磯谷地域が岡村聡北海道教育大学名誉教授により磯 谷溶岩が第四紀火山であることが明らかにされた。このことが調査報告書に反映されて いない。概要調査に進むことなく、岡村調査を報告書に反映すべきでは。
- A:・まず、磯谷溶岩が第四紀火山であることが明らかにされたとありますが、岡村名誉教授は第四紀とは断言できないと今の段階ではおっしゃっていると認識しています。また、北海道大学の中川光弘特任教授、ニセコ雷電火山群などの火山のご研究をされていた教授がいらっしゃいますが、その方も岡村先生の出された270万年前の活動であるという値からは、本当に第四紀火山であるかどうかは今のところ何とも言えないとおっしゃっています。
 - ・NUMOとしても情報を収集し、重々承知をしております。ただ、今、文献調査では一 律の基準で採用する文献を取り決めており、広く皆さんが一般に入手できるような文献やデータをもとに報告書を書くというルールに基づいており、今回の岡村先生の発表は、火山学会での発表、口頭で発表されたものです。火山学会の要旨を確認したところ、その段階ではまだ年代測定値の情報は書いていませんでした。従いまして、私たちも磯谷で調査されたということは承知しておりますが、今の段階では文献調査報告書に反映することが難しいと考えております。概要調査以降に、しっかりと真摯に調査させていただきたいと考えております。
 - ・(回答後に補足) 磯谷溶岩の件で補足させていただきます。磯谷溶岩がその火山の活動 の中心的な場所であったかということが、まだ調査ではわかっておりませんので、そち らにつきまして、現地調査が始められるならば真摯に調べてまいりたいと思います。
- Q:安全確保のための規制基準がないのに、どのように処分地選定ができるのか、選定ができるという根拠を伺う。
- A:・今の段階では、国の審議会で定められた文献調査の評価の考え方、それから原子力規制委員会の概要調査地区等の選定時の考慮事項に基づき調査をさせていただいています。調査の進捗に応じて、これらの基準もどんどん明確になっていくものと思いますので、都度、NUMOとしても情報を取り入れて対応していきますが、今の段階では、この2点に基づき調査をさせていただいています。

- Q:泊村に熊追山があり、概要調査対象とのことだが、もし第四紀の活動中心となった場合、 泊発電所への影響はあるのか。
- A:・まず、地層処分と原子力発電所では、その安全に対する基準が異なるものであり、発電所では、火山の活動が起きて、火砕流等でその発電所の地上の施設が壊されてしまうのではないかという観点で評価をされていると認識しています。地層処分では、地下300メートルに処分場を建設し、そこに影響があるかどうかという観点で評価をしています。将来保証しなければならない期間も、発電所では数十年など発電所が稼働している期間の評価となりますが、地層処分では将来10万年程度の安全性を保証しなければならないため、より保守的に古い火山の影響も評価しながら調査を進めてまいりました。

④文献調査報告書のうち経済社会的観点関連

- Q:経済社会的観点とはどういうものか、その判断基準は。技術部と地域交流部は、この文献調査において何を担ってきたのか。
- A:・経済社会的観点の考え方として、国土利用計画法に基づく5地域があります。北海道の土地は、国土利用計画法に基づき、北海道が定める土地利用基本計画があり、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5つに色分けがなされています。それぞれの地域に関し、乱開発等が行われないよう個別の規制法で縛られています。例えば自然公園地域では、自然公園法によって規制がされているということです。これらの情報については、国土交通省や環境省の公開情報をもとに、NUMOで調査をしました.
 - ・調査結果の例として、神恵内村の調査結果ですが、森林地域が緑色で塗られています。 ほとんど国有林ですが、保安林という規制がかかっています。それから、海岸沿いは 斜線で書いておりますが、海側はニセコ積丹小樽海岸国定公園の普通地域に指定され ています。また、陸域は緑の斜線を入れている部分が第3種特別地域、赤の斜線を入 れている部分が第2種特別地域です。

普通地域については、ここで例えば土砂の採取を行う場合には、知事宛ての届出が必要になります。また、第2種、第3種特別地域の場合は、知事の許可を得なければできないという規制がされています。この他、神恵内トドマツ遺伝資源稀少個体群保護林があり、これは国有林野の管理経営に関する法律に基づいて指定されているものです。ここは原則として事業者が開発できない、自然の成り行きに任せながら一帯を保護していくというエリアです。したがって、原則として利用が許可されないエリアが、神恵内村に一つ見つかったということです。ちなみに、寿都町に保護林はありませんでした。

⑤意見

- ・評価項目について、判断基準そのものの見直しが必要でないか。海外では断層のある地域 は除外されている。
- ・寿都も神恵内も処分場建設には最悪の場所。ここに建設したら世界の笑いものになる。文 献調査だけで十分。先に進むべきではない。
- ・未固結堆積物がある場所でも300メートル以下もそう、どうかわからない。というか、 建設時の安全を考えても未固結堆積物がある場所は除外すべきではないか。

(5) 国からの回答

・本日はお足元の悪い中、本説明会にご参加いただきありがとうございます。また、文献調査を受け入れてくださった寿都町、神恵内村の皆様、そしてこの問題に関心を持っていただいた後志の皆様に改めて御礼を申し上げます。

- Q:中立性ということで、この文献調査報告書の審議を行ったワーキンググループ、この審議会は、まさに処分の実施主体のNUMOが調査をして処分を進める官庁である経産省が立ち上げた審議会ということで、その中立性はどうなのか。
- A:・NUMOの文献調査報告書そのものは、これは実施主体であるNUMOが自らの責任の下で作成をするということが基本的な位置づけだと思います。法律上のプロセスでは、この報告書を評価するというプロセスは書いてはありませんが、我々としては丁寧にプロセスを進める観点から審議会を立ち上げ、そこで一定の評価をさせていただきました。その際に、審議会の委員の方々につきましては、特に技術的な観点を評価いただいた地層処分技術ワーキングですが、これは地質関係の関連学会から推薦いただいた専門家の方々で構成されています。そういう形で中立性を一定程度担保させていただき評価をさせていただきました。
- Q:交付金について、その要件や用途の範囲はどういうことか。 過去、片岡寿都町長が、交付金目当てで手を挙げた、ビジネスだという発言をされている が、それは交付金の趣旨に反しているのではないか。
- A:・文献調査を受け入れていただき、文献調査を開始することをもって交付金の対象になるということであり、その用途としては、道路、水道などの公共用施設の整備や、病院などの福祉対策事業や、企業の誘致や産業活性化などといったものに活用可能です。寿都町長のご発言との関係で申し上げれば、私自身、その当時の町長のご発言の真意について申し上げるべき立場ではありませんが、少なくとも、先程の冒頭のNUMOの説明資料の中にもありますが、私自身が片岡町長とお話をしている限りにおいては、やはりこの国家的課題を解決するべく、将来世代に先送りすることなく解決しなければいけないという強い思いを持っていただいていると思っていますし、実際この4年間、非常に生懸命この問題に取り組んでいただいたと思っていますので、十分これは交付金の交付に値する話であったと思います。
- Q:北海道の条例の関係で、概要調査に進むべきだという観点から、条例改正を働きかけるべきではないか。一方、条例がある中で、この文献調査なり概要調査に進むというのはおかしいのではないか。
- A:・条例の解釈であるとか、その取り扱いについてコメントする立場にはないと思っています。国としては、最終処分という事業の必要性、それから今回の文献調査を二町村でやらせていただいた結果を、しっかりと寿都町・神恵内村の皆様はもとより、道内、それから広く全国に対して説明をし、ご理解を得ていくことに尽きると思っています。
- Q:核燃料サイクル関係で、核燃料サイクルは破綻しているのではないか。直接処分をするべきではないか。
- A:・国としては、廃棄物の減容化、有害度の低減、さらには資源の有効利用、この観点から 核燃料サイクルの推進を基本方針としています。もちろん、六ケ所再処理工場が順調に 進んでいるわけではないということは承知しています。ただ、竣工に向け、経済産業省 としても、日本原燃、さらには産業界全体に対して、新たな竣工目標の達成に向けて進 捗管理の徹底であるとか、必要な人材確保などを強く指導していきたいと思っています。 なお、仮に直接処分であったとしても、この最終処分の必要性自体は全く揺らがないと 思っています。したがって、放射性廃棄物対策課としては、処分地の選定に向けて全力 で取り組んでいくということだと思っています。
- Q:なぜ地層処分なのか。過去には海洋投棄を中心に考えていたけども、それがだめになったから地層処分という話が急に出てきたのではないか。長期に地上で乾式貯蔵すれば良いではないか。

A:・我々が考える大事なポイントとして、やはり原子力発電を利用してきた現世代が、現 世代の責任として、この問題の解決に向けて具体的なアクションをとらなければなら ないと思っています。その際に、これもまた国際的に共通の考え方ですが、将来世代 に過度な管理負担を残すべきではないということ、さらには将来に革新的な技術が出 てくるかもしれないとか、革新的な処分方法が出てくるかもしれないであるとか、将 来世代もずっと今と同じだけの、社会・文明・資金力も含めて、維持されるという前 提に立つ、こういったことは不確かな未来であり、不確かな未来に依存した対策をと るべきではないということも国際的に共通の考え方であり、そうした結果として、今、 我々の世代ができる方法として、地層処分というものを目指していこうということで す。将来、別に良い方法が出てくれば、それはそちらについても検討するということ は十分あり得ると思っています。その点については、我々も可逆性という形で、国の 政策の中でも位置づけさせていただいているところであり、ただ、だからといって将 来世代に確実に負担がある方法を今の世代がとるというのは違うと思っていまして、 今、我々としては、将来世代に負担のない方法として、現時点で実現可能な方法であ る地層処分を目指していくということが今の我々の世代の責任であろうと思っていま す。

以上